

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年4月18日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「交通違反取締基準がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年6月17日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

ア 交通切符等作成要領

イ 点数切符の運用要領の制定について（昭和60年11月13日例規第30号）（以下「本件行政文書」という。）

##### （2）開示しない部分

ア 交通切符等作成要領

（ア）反則行為違反別記入例および注意事項の通行禁止違反（禁止場所右折）の注意事項の一部、通行区分違反（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止違反で追越しを完了したもの）の注意事項の一部、通行区分違反（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止違反で追越しを中止したもの）の注意事項の一部

（イ）過失無免許（うっかり失効）運転の処理についての、1 過失の無免許運転者に対する処理要領の一部、2 事件処理要領の一部、3、4 うっかり失効処理例の一部

（ウ）点数切符の運用要領の第2告知の要領の3告知しない場合の一部、道路交通法違反指導取締基準の第1通則の2の一部、第2違反事項別指導取締基準の検挙（告知）から除くもの欄の一部（以下「本件不開示情報」という。）、第3近接排気騒音に係る整備不良車両に対する指導取締り基準の3の一部及び車種別騒音適用規制及び取締り基準一覧表の取締り基準欄の一部、第4着色フィルム等貼付等自動車の指導取締り基準の可視光線透過率欄の一部、装着・貼付・塗

装の範囲等欄、措置区分等欄及び注2、第4の2着色ガラス等に行っている自動車の指導取締り基準の可視光線透過率欄の一部、装着・貼付・塗装の範囲等欄、措置区分等欄及び注2

イ 点数切符の運用要領の制定について（昭和60年11月13日例規第30号）

第2運用上の留意事項の3座席ベルトの装着、幼児用補助装置の使用及び乗車用ヘルメット着用の指導の一部、別記点数切符の運用要領の第2告知の要領の2告知をしない場合の一部

(3) 開示しない理由

ア (2) のアの (ア)

条例第7条第4号に該当

違反別の交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

違反別の交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ (2) のアの (イ)

条例第7条第4号に該当

過失の無免許運転に係る交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

過失の無免許運転に係る交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ (2) のアの (ウ)

条例第7条第4号に該当

道路交通法違反の指導取締り基準に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

道路交通法違反の指導取締り基準に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ (2) のイ

条例第7条第4号に該当

点数切符の運用に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

点数切符の運用に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月20日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不開示部分のうち、平成28年6月17日付交指第396号による交通切符等作成要領のうち、第2「違反事項別指導取締基準」の一部開示決定処分の取消しを求める審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

### 4 諮問

平成28年8月18日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

平成28年6月17日付交指第396号による交通切符等作成要領のうち、第2「違反事項別指導取締基準」の一部開示決定処分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第4号、第6号に該当する、という判断が誤りであるため。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 弁明書

#### (1) 不開示とした理由

ア 「違反事項別指導取締基準」について

審査請求人は実施機関が一部開示決定を行った文書のうち、交通切符等作成要領中、第2「違反事項別指導取締基準」についての一部開示決定処分の取消しを求めているものであるが、交通切符等作成要領には、道路交通法（昭和35年法

律第105号。以下「道交法」という。)に違反する行為を交通切符等を使用して処理する際の交通切符等の作成要領、告知の要領、指導取締基準等が記載されており、このうち、「違反事項別指導取締基準」については交通違反として直ちには検挙せず、指導警告にとどめる違反行為の基準について「検挙(告知)から除くもの」として違反行為の種別ごとに具体的に記載されている文書である。

道交法では第8章で違反行為に対する罰則を定めていることから、これら道交法に違反する行為の取締りは道交法違反事件の捜査として行われるものであり、「違反事項別指導取締基準」については、警察が道交法違反を捜査するに当たっての捜査基準が記載されているものである。

#### イ 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、公共の安全等に関する情報について、公にすることにより、これに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報の要件を定めるものである。

本件対象文書は、道交法の罰則に抵触する違反について直ちに検挙するものと、直ちに検挙に至らない程度のもので指導警告にとどめるものについて具体的な判断基準が記載されている。

これらの情報が公になると、違反者が取締りを不当に免れるため、自己に都合が良いように違反事実をわい曲するおそれがあるほか、指導警告にとどまる範囲内での違反行為を誘発することなどが予想される。

これにより、本来は道交法違反として処罰されるべき行為を巧妙に隠蔽して摘発を逃れたり、道交法に違反する行為ではあるが検挙の対象とならない交通違反が増加するなど、危険な運転を誘発するおそれが生じる等、道交法違反の捜査に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすことになる。

これらのことから、不開示とした部分は条例第7条第4号に規定する公共の安全等に関する情報に該当する。

#### ウ 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号の「事務又は事業に関する情報」は、県、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、同号のアからオに示されているもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとされている。

条例第7条第6号アでは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものと示されている。

交通違反取締りは道交法違反となるおそれがある行為を警察官が認知した場合、その行為が真に道交法違反として検挙等すべき行為であるか否か、正確な事実を把握したうえで判断しなければならない。

本件対象文書の不開示とした部分が公になると、運転者の法令違反行為や法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を誘発したり、その行為を巧妙に隠蔽したりするなど、交通取締りにおける適正かつ公正な判断の前提となる事実確認が困難になり、その結果、適正な交通指導取締業務に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第7条第6号に規定する事務又は事業に関する情報にも該当する。

## (2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

## 2 口頭理由説明

道交法は、第1条において「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする」と定めており、実施機関は、道交法を根拠に、悪質危険な運転者を道路上から排除し、県民に安全安心な道路交通環境を提供すること等を目的として、交通違反取締りを行っている。

本件不開示情報は、道交法に違反する行為を認めた場合に、違反者を検挙するか、指導警告にとどめるかについての具体的な判断基準を示したものである。

指導警告については、違反行為を認めたとえで、その程度が極めて軽微な場合や真にやむを得ない事情がある場合などに限って行うものであり、本件不開示情報が公になると、基準の範囲内の行為であれば検挙されず違法ではないという、運転者の誤った認識による違反行為を助長するおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、警察官が道交法に違反する行為を処理する際の、道交法違反行為を認知した際の検挙に係る具体的な判断基準その他の留意事項や違反行為を取り締まる際の参考資料をとりまとめたものである。

### 3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第4号に該当すると主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関の説明によると、実施機関は、警察官が道交法に違反する行為を認めた場合に、その違反行為が軽微なものである場合等には、違反者を直ちに検挙せず、指導警告にとどめることがあるとのことであり、当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、その具体的な基準であることが認められた。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを逃れようとする状況が想定されるところであるが、この点を考慮すると、本件不開示情報を公にすることにより、指導警告にとどまる範囲内の違法な行為を助長する等により、検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれがあり、また、違反者が取締りを不当に免れるため、違反事実をわい曲して申告するなど、道交法違反の捜査に支障を及ぼすとともに、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがある情報であると認められる。

交通取締りの対象となる交通違反は、道交法第8章に規定する罰則が適用され得るものであり、指導警告にとどまる違反行為に係る基準は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められることから、本件不開示情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

#### 4 結 論

以上の事実及び理由により、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 8月18日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 1月25日 (第215回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成30年 2月22日 (第216回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成30年 5月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	